

マイナンバー制度実施の流れ



平成 27 年 10 月 5 日以降

<マイナンバー（個人番号）をお知らせ>

住民票に登録のある全ての方に、12桁のマイナンバーを「通知カード」で順次通知します。
(転送不要の簡易書留で世帯ごとに発送します)

<通知カードとは>

マイナンバーを記載したカードで、マイナンバーのほか、住所・氏名・生年月日・性別が記載されます(下図)。

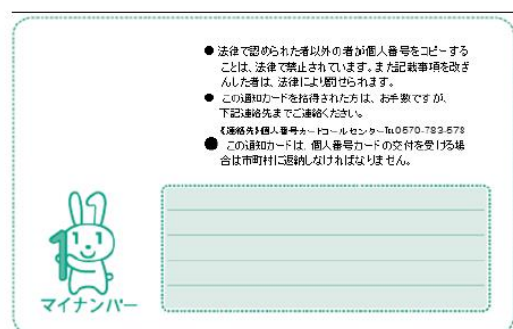
通知カードは、住民票の住所にお送りします。引っ越し後、住民票の転入や転居の異動手続きをしていない方は、早めに手続きをお願いします。

なお、平成 27 年 10 月以降発送となる「通知カード」がお手元に届いた方は、住民票の転入や転居の異動届などの手続きの際に、「通知カード」の提示が必要となりますので必ずお持ちください。

(表)



(裏)



平成 28 年 1 月

<個人番号の利用・個人番号カードの交付開始>

- 社会保障・税・災害対策の分野で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者へ「個人番号カード」交付を開始

<個人番号カードとは>

顔写真付きの IC カードで、表面に住所・氏名・生年月日・性別、裏面にマイナンバーを記載します(下図)。

IC チップには、住所・氏名・生年月日のほか、電子証明書などの情報が記録されています。

本人確認の身分証明書としての利用や、カードに搭載される電子証明書で、税の電子申請などを行うことができます。

個人番号カードを希望する方は、通知カードが届いた後に申請してください。

なお、平成 28 年 1 月以降、個人番号カードの交付を受けた方は、住民票の転入や転居の異動届などの手続きの際に、個人番号カードの提示が必要となりますので必ずお持ちください。

(表)



(裏)



<住民基本台帳カードについて>

住民基本台帳カードの新規申請・交付手続は平成27年12月をもって終了いたしますが、有効期間内の住民基本台帳カードは、平成28年1月以降も引き続き利用が可能となっております。

なお、個人番号カードを希望する方は、個人番号カードに切り替えることも可能ですが、個人番号カードの交付を受ける際には「住民基本台帳カード」の返納が必要となります。

<通知カード・個人番号カードの取り扱いについて>

カードには、個人情報に記載されるので、大切に保管してください。万が一、紛失・盗難にあった場合には、個人番号カードの IC チップの情報利用を一時停止するなど、今後新設される国のコールセンターにて、24 時間 365 日、専用ダイヤルで対応予定です。

<マイナンバーについてのお問い合わせ>

○国のコールセンター

電話番号 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

※外国語対応 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語) は0570-20-0291におかけください。

受付時間 平日9時30分～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

○市のコールセンター

電話番号 0570-070-330

開設期間 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

受付時間 月曜日から金曜日の午前8時45分～午後5時15分まで (土日祝日・年末年始を除く)